

9月1日の本会議において、産業経済常任委員会に付託を受けました、請願第2号「インボイス制度の実施の延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について、9月19日に開催した委員会の審査結果を報告します。

まず意見陳述人から、インボイス制度に登録をしてしまうと、今まで課税業者ではなかった者まで課税業者になってしまい、税の負担や事務処理等の負担も増えます。また、ソフト等、物品の購入にも費用が発生します。そして、コロナによる物価高騰で大変な中、この状況で10月からインボイス制度を実施するというのは、何とか商売を続けようと頑張ってきた小規模事業者に対してさらに追い打ちをかけるような施策です。10月が迫ってくるにつれて、急にインボイスを求められたり、登録をしないと仕事がもらえなくなるとか、いろいろなことを元請けから言われているということが起こっています。今、多くの団体やフリーランス、軽貨物のドライバーなどからも実施の中止や延期を求める声や署名が出ています。また、中止もしくは延期を求める意見書を採択する自治体が200をすでに超えています。事務負担を増やし、取引排除であったり、廃業にもつながるインボイス制度、適格請求書保存方式を導入する必要はないと思います、と陳述されました。

質疑では、この請願は延期を求めている請願ですがとの質疑に対し、延期をした先に最終的にやっぱり中止、廃止にしてほしいという思いはありますとの答弁でした。また、この制度は消費税の透明化が大きな目的だが、売手・買手はこの間、この制度に対し勉強する時間があったのだが、勉強会等の開催は行ったのかとの質疑に対し、仲間内や関連事業体で何回か行ってきましたとの答弁でした。意見具申的な質疑かつ答えが多くありました。

以上が質疑の概要であります。その後、討論を行いました。

反対討論としては、消費税の軽減税率制度の導入に伴い、適正な課税を行うために導入される激変緩和措置として、適格請求書がなくても支払った消費者が一定程度仕入税額控除できるなど、経過措置が設けられています。消費税の取り扱いを透明にするために「誰がいつ、何を、税率何%で、合計いくらで販売した。」という明細を記したインボイスは必要です。

平成28年の税制改正でインボイス制度の導入が決定されてから、必要があると認めるときは、延期あるいは一旦、見送り等そうしたこともあるとされてきました。しかしながら、団体等の要望や提言を踏まえ各種補助金が拡充されています。そして、10年間の経過措置が設けられていることを思うと、予定通り消費

税の適格請求書等保存方式への制度移行を実施して、疑問なことには自助努力や勉強や相談するなどして対応すべきで、この請願に反対との討論がありました。

賛成討論としては、消費税について「小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置」として、課税売上高が1000万円以下の事業者には免除されている。インボイス制度は、この免税事業者に消費税を課し事務負担を増やして大きな負担をかけるものです。また、取引先が課税売上高が1000万円未満の小規模な事業者で、インボイスを発行しなければその分の税負担がのしかかってしまいます。取引先にインボイスの発行を求めることは、取引先に対して前述したような負担を求めることとなります。こうしたことが中小事業者には負担となりなす。中小事業者を守るという観点から賛成とします。

討論の後、採決を行い、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。